

平成31年度社会福祉法人大山町社会福祉協議会事業計画

I 活 動 方 針

平成30年4月に改正された社会福祉法では、「地域共生社会の実現」に向け包括的な支援体制の整備が法制化され、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティ」が必要とされています。地域の課題を「他人事」でなく「我が事」として受け止め、課題解決につなげていくための啓発や生活支援体制整備事業等を推進し、行政やまちづくり協議会等の幅広い関係機関と連携を図りながら支援体制の拠点づくりを進めます。

また、地域の見守り活動や個別訪問等と連携しニーズキャッチと早期の対応に努めるとともに、生活困窮者自立支援事業を実施し複雑な課題を抱える個人や世帯への支援を行います。

全国的に大規模な地震や豪雨災害などの自然災害の発生が後を絶たず、防災に対する住民意識の高揚とともに平常時からの体制整備は喫緊の課題となっています。「災害時における支え愛地域づくり推進事業」の活用を推進し、災害発生時の避難支援の仕組みづくりなど地域住民の主体的な活動の取り組みを支援していきます。

また、大山町地域防災計画と連動し社協が設置する災害ボランティアセンターの運営マニュアルに基づき、災害時のボランティア活動が円滑に展開できるよう実践に向けた取組みを進めます。

介護サービス事業については、介護保険制度の改正に伴う介護報酬の見直し等により経営状況の悪化が著しく今後も厳しい状況が続くと予想されます。更なる業務の効率化を進めるとともに介護保険事業等の介護サービスの抜本的な経営方針の見直しを図る必要があります。社会福祉協議会が介護サービス事業を展開する意義を今一度問いただし、地域福祉事業と連動し社協らしさを活かした介護サービス事業の展開をめざします。

近年の福祉・介護の制度改革や県・町行政の示す方針等により本会を取り巻く環境は大変厳しい状態にありますが、本年度は、あらためて社会福祉協議会が地域福祉の中核的組織としての役割を果たすために、地域住民はもとより町行政、福祉関係者、関係機関との信頼と連携のもと住みよい福祉のまちづくりに向け邁進していきます。

II 事業展開の柱

1. 地域福祉活動の推進

昨年も全国各地で大規模災害が発生し、地域での支え合いの重要性が叫ばれる中、鳥取県が推進する「支え愛マップ」の更なる普及に努め、住民が主体となって取り組む地域福祉活動や要支援者の見守り等の支援活動を推進し、「地域力」の向上に努めます。また、まちづくり自主組織等と連携を図り、地域の特性に応じた住民福祉活動の推進を図ります。あわせて町内の社会福祉法人の中核組織として、他法人と連携・協働した公益的な事業を推進します。

2. ボランティア活動の充実強化

ニーズに対応できる研修会の開催やボランティアグループの活動を支援し、自発的な活動を推進します。ボランティアグループの立ち上げの支援や活動の場の提供を行い、実践活動につながる研修会の開催などボランティア活動の推進を図ります。

また、策定した「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき、自然災害発生時に備え、関係機関との協働体制の強化に努めます。

3. 生活困窮者自立支援事業の推進

制度施行より5年目となり、事業認知が少しずつ高まることで、複合的な困難ケースが増加しています。困難事例に対応するため、「自立相談窓口」を設置し、「就労準備支援事業」、「家計相談支援事業」、「子どもの学習支援事業」を実施し、制度の担い手としてニーズに対応した事業展開を図ります。

行政・学校・福祉施設等との連携を強化し、ニーズキャッチと早期の対応に努めるとともに地域福祉ネットワークを活用し、多様な関係者と協働による対象者への支援を行います。

4. 介護保険事業・障がい福祉サービス事業の推進

介護保険事業とあわせ介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、効率的で利用者の立場にたった質の高いサービス提供に努めます。居宅介護事業（ホームヘルプ）、特定相談支援事業等の障がい福祉サービス事業を実施し、障がい（児）者の地域生活支援の充実を図ります。

また、地域福祉事業と連動した介護サービス事業の展開に向けた体制整備に取り組みます。

III 事業実施計画

法人運営・地域福祉事業

1. 社会福祉協議会組織の運営・機能強化

(1) 会務の運営

社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の確保を図るとともに法人の健全な組織運営に努めます。

- ①理事会の開催 年5回
- ②評議員会の開催 年3回（定時評議員会6月開催予定）
- ③監査会の開催 年2回
- ④その他、必要に応じて委員会を開催

(2) 地域における公益的な取組み（えんくるり事業）の推進

民間社会福祉法人・施設等との連携強化を図りながら単独の支援で解決できない生活上の課題や既存の制度の対象とならない生計困難者等への支援事業「えんくるり事業」を実施します。

また、社会福祉協議会が中心となり、地域に求められる仕組みづくりやサービスの開発に努めます。

- ① 総合・支援機能の強化（相談員の設置）
- ② 法人・施設連絡会の開催 等

(3) 広報・啓発活動の充実

社協が展開する地域福祉活動の様子や介護、ボランティア活動に関する情報提供や地域福祉活動を推進していく上で住民等の意識の高揚に向けた啓発活動を推進します。

- ① ホームページの充実
- ② 広報紙「ほほえみ」の発行（年6回）
- ③ 社協活動等のパンフレットの発行 等

2. さわやか福祉基金事業の推進

(1) 小地域福祉ネットワーク活動の推進

「災害時における支え愛地域づくり推進事業」の活用を促進し、集落内の見守りが必要とされる高齢者世帯等の要援護者に対し、地域住民による安否確認、

見守り活動など福祉問題の早期発見や災害等の緊急時の支援体制づくりのための小地域福祉ネットワーク活動を推進します。

(2) 福祉推進員活動の充実

地域の実情に即した要援護者等の見守り活動や福祉活動の担い手として福祉推進の定着と活動の充実を図ります。また、地域福祉に関する情報の提供、共有化を図る上で内部研修の実施、外部研修の参加を促進し、福祉のまちづくりの推進役としての活動の充実を図ります。

- ① 福祉推進研修会の開催
- ② 民生児童委員との情報共有・交流の場づくり
社協から福祉推進員への情報提供、外部研修の参加促進 等

(3) 地域福祉に関する調査活動の推進

地域福祉活動の総合的な推進に向け、地域にある福祉課題の現状把握に努めるとともに地域住民の問題意識を高め、問題の共有化を図るための調査活動を推進します。

- ① 一人暮らし高齢者等、要援護者の訪問調査
- ② 要支援者台帳（カルテ）の整備

(4) 仮) 地域見守り事業（旧：給食サービス事業）

一人暮らしの高齢者等を対象に、地域住民による見守り・安否確認を行う。また、ボランティアの調理によるバランスの取れた食事の提供も併せて行います。

- ① 地域見守り事業（配食型給食）（毎週水曜日・昼食時）
- ② 地域見守り事業（会食型給食）（随時）

(5) 地域福祉座談会の開催

集落座談会を開催し、日頃の見守り活動等地域の「支え愛」の仕組みづくりを支援し、地域の「福祉力」の気運を高め、災害時にも対応できる地域づくりの推進に努めます。（年2回 30集落開催予定）

3. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの充実強化

支援を必要としている方への適切で効率的なボランティア派遣や、個々のボランティアの活動の進展に向けた情報交換の拠点、活動支援の中核組織としてのボランティアセンターの基盤強化を図ります。

- ボランティア連絡協議会の運営・充実
- ボランティアコーディネーターの育成

(2) ボランティア活動の啓発及び育成の促進

ボランティアが誰でもできる身近な活動として理解を深めてもらうための啓発活動や基礎研修、団塊の世代を対象とした研修・交流会等の開催、住民が参加しやすいプログラムの提案や開発に努めます。また、地域のニーズにあった支え合いの仕組み（ささえあいたい）を推進し、活動の充実を図ります。

- ボランティアに関する相談・登録・斡旋
- ボランティア活動の啓発・条件整備
 - ア、ボランティア活動情報の提供（広報紙・パンフレットの作成）
 - イ、ボランティア保険加入促進
- ボランティア育成・研修事業
 - ア、手話教室
 - イ、男の料理塾（団塊世代等を対象）
 - ウ、災害ボランティア研修
 - エ、障がい（児）者の社会参加サポートボランティアの育成
 - ・乗馬セラピーボランティア育成研修等
 - オ、ボランティア交流会の開催
 - カ、その他、各種研修会（県社協主催等）の参加促進

(3) 災害時に対応するボランティア活動の支援

自然災害等の発生時に備え、関係機関・団体等の連携・協力により、災害ボランティア活動の支援体制に向けた取り組みを進めます。

- 「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づく訓練の実施
- 広域市町村社協災害ボランティアセンター模擬研修の参加

(4) 障がい（児）者の社会参加のための支援

手をつなぐ育成会など町内の障がい者団体等の社会参加をサポートするためのボランティア派遣や活動のためのボランティア養成の支援を行います。

- 障がい（児）者乗馬セラピー・ボランティア養成研修の開催
- 障がい（児）者団体・保護者会への支援 等

（5）福祉教育の推進

学校関係者等との連携、調整を図り、地域における福祉に関するプログラムの提供、開発を進めます。児童、生徒に学習機会を提供し、地域福祉やボランティアへの关心と理解促進のための各種事業を展開し、福祉教育の推進を図ります。

- 福祉教育推進校への活動助成、支援
- 福祉教育推進校連絡会の開催
- サマースクール（夏休み福祉体験）の開催
- 春休みチャレンジスクールの開催
- 車いす体験・高齢者擬似体験等、体験講座の開催

（6）子育て支援の推進

子育てを地域ぐるみで取り組む気運を高め、子育て中の親や家族の要望等を受け止め、子育て支援のための事業を推進していきます。また、町内の子育てサークル等連携し、子育てに関するニーズを受け止め、活動の支援を行います。

（7）福祉大会・ボランティアフェスティバルの開催

幅広い年齢層の方々を対象にボランティアや地域福祉への理解を深めてもらうことを目的に、多年にわたり社会福祉の発展に功労があった方々の表彰や講演会などの内容で、福祉大会・ボランティアフェスティバルを開催します。

- 社会福祉協議会長表彰
- 記念講演会
- 共同募金、ボランティア活動コーナー
- 福祉の店、各種バザー 他

4. ふれあいのまちづくり事業の推進

（1）相談所の開設

① 心配ごと相談の開設

生活支援の観点から日常の心配ごと、困りごと、福祉に関する問題等、地域住民の身近な相談所として開設し、専門機関等と連携し解決に繋げ

ます。

開設日：毎月1回 午前9時30分～12時

相談員：民生児童委員

場 所：名和支所

② 法律相談の開設

専門性の高い相談ごとについて、弁護士による相談所を開設します。

開設日：毎月第4水曜日 午前9時30分～11時30分

相談員：弁護士

場 所：名和支所

③ 心の健康相談の開設

ストレスによる心身の不調、職場や家庭内で起こっている心の問題等についての相談に応じます。

開催月：5月・7月・9月・11月・1月・3月（年6回）

（2）民生児童委員協議会等関係機関との連携強化

地域福祉を推進していくための共通理解を図る上で連絡会、研修会を開催し民生児童委員や保健推進員等、関係機関との連携強化に努めます。

5. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）※県社協受託事業

日常生活を営む上で、判断能力が低下した高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、関係機関と連携し福祉サービス利用手続きや、日常の金銭管理などの援助を行います。また、独自の内部査会を設置し、利用者に寄り添った支援を行います。

6. 生活福祉資金貸付事業 ※県社協受託事業

鳥取県社会福祉協議会が行なう生活福祉資金貸付の受付を行い、低所得世帯等を対象に民生児童委員を通じ自立した生活にむけた支援を実施し、生活の安定と生活意欲の向上に繋げていきます。

7. 共同募金配分金事業の推進

（1）赤い羽根共同募金運動と配分金活用事業の推進

地域福祉活動、ボランティア活動支援のための民間資金として赤い羽根共同募金運動を展開し、募金の目的や方法の周知により、配分方法の透明性の確保と幅広い分野での効果的な運用に努めます。

- ① 募金活動の推進（共同募金委員会）
 - 赤い羽根共同募金活動（募金運動期間10月1日～）
 - 歳末たすけあい募金活動（募金運動期間10月1日～）
- ② 共同募金配分金活用助成事業（共同募金委員会）
 - 集落やグループ等が自ら企画した地域福祉を推進するための活動に対し助成支援を行い、地域の福祉推進力の向上を図ります。
- ③ 歳末たすけあい募金活用事業
 - 外出支援タクシー券配布事業（通年）
 - 一人暮らし高齢者等で車の運転ができないなど交通手段の確保が困難な世帯に対し、買い物、通院等の支援を行います。
 - 布団クリーニング事業
 - 一人暮らし高齢者等を対象に布団クリーニング事業を実施します。

8. 生きがい活動支援地域型事業の推進(ふれあい・いきいきサロン活動)※町受託事業

一人暮らし高齢者等の閉じこもりや認知症、寝たきりなどの予防のためにも、気軽に集える集落の公民館などで健康体操や会食、レクリエーションなどを行ない、社会参加と生活意欲を高めていくための活動を推進していきます。

また、活動の主体となる地域のリーダーを育成し、地域の福祉力向上につなげていきます。

- ① ふれあい・いきいきサロン活動の普及促進
- ② ふれあい・いきいきサロン世話人の育成と自主運営の促進
 - ・ふれあいいきいきサロン世話人研修会の開催

9. 家族介護者交流事業 ※町受託事業

要介護度3以上の重度の要介護者を在宅で介護されている家族介護者を対象に、交流や研修を兼ねた日帰り旅行等を実施し、日ごろの介護疲れの解消と心身のリフレッシュを図ります。

10. 家族介護教室の開催 ※町受託事業

在宅で介護されている家族を中心に、介護に関する知識や技術の習得、介護者の健康づくりなどを目的に開催します。

11. 外出支援サービス事業 ※町受託事業

要介護状態の高齢者や障がい者で、一般公共交通機関を利用することが困難な方などを対象に、通院のための外出支援サービスを実施します。

1 2. 葬儀用祭壇の貸出

仏式・神式の葬儀用祭壇の貸出しを行います。（各支所にて対応）

※会葬礼状の斡旋

1 3. 福祉バスの運行 ※町補助事業

中山支所で福祉バス（1台）を保有し、地域福祉・ボランティア活動等に運行します。

1 4. 福祉センターの運営管理 ※町指定管理者制度

今年度より新たに5ヶ年（平成31年度～35年度）の町から指定管理者の指定を受け、地域の福祉コミュニティ拠点となるよう保健福祉センターだいせん、福祉センターなかやまの運営管理を行います。

1 5. 福祉団体の活動支援と連携

長年の経験や技術を生かした社会活動や生活意欲を高めるための活動など、元気な高齢者の育成と自主的、自発的な組織運営にむけた老人クラブ活動の支援を行うとともに、地域ネットワーク活動の担い手としての促進を図ります。また、障がい（児）者団体の自主的な活動にむけた支援を行います。

- ① 大山町老人クラブ連合会および各支部の事務と活動支援
- ② 老人クラブの友愛活動と連携した小地域見守り活動の推進
- ③ 大山町身体障がい者福祉協会の事務と活動支援
- ④ 大山町手をつなぐ育成会の事務と活動支援

1 6. 福祉サービス利用の援助、苦情処理等の体制整備

福祉サービスを必要とされる方やその家族の実態把握とともに、ニーズに即した福祉サービスの提供に繋げていくための援助活動を行います。また、提供する福祉サービスに関する苦情等に速やかに対応するためにも、苦情を密室化することなく、苦情処理第三者委員会等を通じて、信頼性の確保に努めます。

生活困窮者自立支援事業

1. 自立相談支援事業

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談窓口を設置し各関係機関と連携した対応に努めます。一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら解決に向けた支援を行います。任意事業である就労準備支援事業・子どもの学習支援事業・家計相談支援事業を活用しながら早期の支援に努めます。

2. 就労準備支援事業

ひきこもり、疾病、障がい等により早期の就労が困難な方に対し、居場所や就労体験の場を提供し、自立を意識し段階的支援に取組みます。

また、地域の事業所等とも連携し体験場所の充実に努めます。

○さくらカフェ（居場所・就労体験）の開催

会場：保健福祉センターなわ 週1回開催

○さくらカフェプラス（就労体験）の開催

会場：保健福祉センターなわ 月2回開催

○就労体験の実施

3. 家計相談支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるよう、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へつなぎ、早期の生活再建をめざします。

4. 子どもの学習支援事業

様々な家庭環境により学習習慣が身についていない児童生徒等を対象に、子供たち一人ひとりの状況を配慮した「個別支援型の学習支援」と行事等盛り込んだ集団型の支援に取組みます。学校・行政・家庭と連携を密にし「負の連鎖」を防止するため、学習や日常的な生活習慣・居場所として寄り添った支援に努めます。

介護保険事業

1. 居宅介護支援事業

利用者やその家族が、自分らしく生活を続けていくことができるよう、自立支援・重度化防止を念頭に置いたケアプランを作成します。また、公正中立な立場で多様な事業者から効果的にサービスが提供されるよう、利用者の状態を確認しながらアセスメント、モニタリングを実施し、住み慣れた地域の中で生活できるようサポートしていきます。医療・介護の役割分担と連携をより一層推進し、中重度の要介護者や支援困難なケースへの対応等地域包括支援センターとの連携、他職種協働を実践していきます。また、県の協定を受け新人ケアマネージャーのための実習受入れなどの人材育成に取り組み、他法人との連携、研修会への参加等を促進し、介護支援専門員の資質の向上を図っていきます。

2. 訪問介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業

要介護認定を受けた高齢者が、住み慣れた家での生活を安心・安全に続けていけるよう「生活の質の向上」「自立支援」を基本的な目的とし身体介護・生活援助等のより質の高い介護サービスの提供に努めます。

また、地域包括支援センターや保健・医療・福祉サービスと連携を図り、迅速でより的確な対応と総合的なサービス提供に努めます。

3. 通所介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業

要介護状態等の利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の孤立感の解消や心身機能の維持・回復・向上、家族の介護負担軽減など目的に、食事や入浴、日常生活上の支援や相談、生活機能向上のための機能訓練等の通所介護サービスを実施します。

あわせて、要支援状態の利用者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、食事・入浴・その他日常生活上の支援や生活機能訓練など機能向上を目的とした介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

また、地域包括支援センター・保健・医療・リハビリテーション・福祉サービス等の連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

障がい福祉サービス事業

1. 居宅介護事業・移動支援事業（支援訪問介護だいせん）

障がい者が、健康的かつ精神的に安定した日常生活を営むことができるよう、利用者の置かれている環境を理解し「自立支援」を目標にしながら介護や家事等の援助を行います。また、保健・医療・福祉サービス等と連携を図り、迅速で的確なサービス提供に努めます。

2. 生活介護(基準該当)事業（支援事業所ほほえみ・支援通所介護だいせん）

要支援状態の利用者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、食事・入浴・その他日常生活上の支援や生活機能訓練など機能向上のための支援を行います。

また、地域包括支援センター・保健・医療・リハビリテーション・福祉サービス等の連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 特定相談支援事業（サポートセンターだいせん）

アセスメントに基づき、地域における障害福祉サービスが提供される体制を勘案して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題など必要な情報提供や助言を行い、関係機関と連携を図りながらサービス等の利用計画を作成し、利用者が安心して自立に向けた生活が送れるよう支援します。